

2017 税金クイズ

Q1 平成29年度の歳入は、当初予算で約97兆円ですが、そのうちの租税・印紙収入は何パーセントでしょうか。

- ① 39% ② 49% ③ 59%

Q2 国や地方公共団体が負担している公立中学校の生徒1人当たりの1年間の教育費は、およそいくらでしょうか。(平成26年度)

- ① 890,000円 ② 1,005,000円 ③ 1,011,000円

Q3 所得のなかった23歳の娘が11月に嫁ぎました。この年の娘の扶養控除はどれくらいとれるでしょう。

- ① 年末に同居していないため0
② 年の半分以上を扶養していたので全額
③ 10か月扶養していたので10/12

Q4 平成28年に夫が亡くなりました。妻と子二人相続財産がかからない金額の正しい計算方法はどれでしょうか。

- ① $5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times 3\text{人(妻、子二人)} = 8000\text{万円}$
② $3000\text{万円(妻)} + 1000\text{万円(子二人)} = 5000\text{万円}$
③ $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人(妻、子二人)} = 4800\text{万円}$

Q5 贈与税はいくらまでならかからないでしょうか。

- ① 60万円 ② 110万円 ③ 350万円

Q6 自動車のすべての車種に関する税金と、自動車用の燃料にかかる税金を合わせると何種類の税金がかかるでしょうか。

- ① 8種類 ② 10種類 ③ 12種類

Q7 平成28年11月の改正により消費税率引上げ(8%から10%)と同時に食料品等の税率が8%となる軽減税率制度が導入されるのはいつからでしょうか。(平成29年10月1日現在)

- ① 平成31年10月1日 ② 平成33年10月1日 ③ 35年10月1日

Q8 消費税の軽減税率制度が導入された場合、軽減税率8%の適用となる食料品はどれでしょうか。

- ① ビール ② 外食 ③ 宅配ピザ

Q9 軽減税率適用の食料品はどれでしょうか。

- ① 生きた肉用牛 ② 水産物 ③ 水道水

Q10 平成35年10月1日から消費税の制度として導入されるいわゆる「インボイス方式」とは次のどれでしょうか。

- ① 消費税率の引き上げ
② 区分記載請求書等保存方式
③ 適格請求書等保存方式

2017 税金クイズ(解答編)

Q1 平成 29 年度の歳入は、当初予算で約 97 兆円ですが、そのうちの租税・印紙収入は何パーセントでしょうか。

- ① 39% ② 49% ③ 59%

A1 ③番です。

平成 29 年度の歳入の当初予算 97 兆円のうち、約 59% (57兆 7,120 億円)は所得税や法人税、消費税などの「租税・印紙収入」、約 35% (34 兆 3,698 億円)は「公債金」、つまり国の借金となっています。

Q2 国や地方公共団体が負担している公立中学校の生徒1人当たりの1年間の教育費は、およそいくらでしょうか。(平成 26 年度)

- ① 890,000 円 ② 1,005,000 円 ③ 1,011,000 円

A2 ③番です。

小学生は1人当たり約 890,000 円、高校生(全日制)は1人当たり 1,005,000 円を負担しています。

そのほか身近な国民1人当たりの支出として、警察・消防費 41,897 円、ごみ処理費 17,805 円、国民医療費の公費負担額 124,741 円の負担をしています。

Q3 所得のなかった23歳の娘が11月に嫁ぎました。この年の娘の扶養控除はどれくらいとれるでしょう。

- ① 年末に同居していないため0
② 年の半分以上を扶養していたので全額
③ 10か月扶養していたので10/12

A3 ①番です。

正解は「年末に同居していないため0」です。

扶養控除や配偶者控除などの人的控除の判定は、その年の12月31日現在で生計を一にしているかを判断することとなります。Q3の場合、娘さんは親族ですが、生計を一にしていないので扶養控除はできません。この場合、一般的には、結婚した夫の配偶者控除の対象となります。

Q4 平成28年に夫が亡くなりました。妻と子二人相続財産がかからない金額の正しい計算方法はどれでしょうか。

- ① 5000万円+1000万円×3人(妻、子二人)=8000万円
- ② 3000万円(妻)+1000万円(子二人)=5000万円
- ③ 3000万円+600万円×3人(妻、子二人)=4800万円

A4 ③番です。

平成27年1月1日以降の相続や遺贈の開始(死亡の日)の場合、3000万円に法定相続人1人当たり600万円を加算した金額4800万円(基礎控除の金額)までは相続税のかからない金額になります。

なお、①番は平成26年12月31日以前の計算方法です。

Q5 贈与税はいくらまでならかからないでしょうか。

- ① 60万円
- ② 110万円
- ③ 350万円

A5 ②番です。

贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりませんので、申告の必要もありません。

Q6 自動車のすべての車種に関する税金と、自動車用の燃料にかかる税金を合わせると何種類の税金がかかるでしょうか。

- ① 8種類
- ② 10種類
- ③ 12種類

A6 ②番です。

自動車購入時の消費税、地方消費税、軽自動車税、自動車重量税、自動車税、自動車取得税、ガソリンの消費税、地方消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、軽油取引税の10種類となります。

Q7 平成28年11月の改正により消費税率引上げ(8%から10%)と同時に食料品等の税率が8%となる軽減税率制度が導入されるのはいつからでしょうか。
(平成29年 10月1日現在)

- ① 平成31年10月1日 ② 平成33年10月1日 ③ 35年10月1日

A7 ①番です。

平成28年11月の改正により消費税率引上げ(8%から10%)と同時に酒類・外食を除く食料品、定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の税率が8%となる軽減税率制度の導入が平成31年10月1日より実施されます。

税率が、標準税率10%(消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%)、
軽減税率 8%(消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)とされます。

Q8 消費税の軽減税率制度が導入された場合、軽減税率8%の適用となる食料品はどれでしょうか。

- ① ビール ② 外食 ③ 宅配ピザ

A8 ③番です。

軽減税率の対象は、酒類・外食を除く食料品とされていますので、酒類であるビール、外食は軽減税率の対象となりません。

Q9 軽減税率適用の食料品はどれでしょうか。

- ① 生きた肉用牛 ② 水産物 ③ 水道水

A9 ②番です。

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。なお、これらの家畜の枝肉は、「食品」に該当します。

人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。なお、生きた魚であっても熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当しません。

人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当しますが、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給さ

れるもののが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません。

Q10 平成35年10月1日から消費税の制度として導入されるいわゆる「インボイス方式」とは次のどれでしょうか。

- ① 消費税率の引き上げ
- ② 区分記載請求書等保存方式
- ③ 適格請求書等保存方式

A10 ③番です。

複数税率に対応した仕入税額控除方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス方式」)が導入されます。

平成31年10月1日から平成35年9月30日までは区分記載請求書保存方式、平成35年10月1日以降は適格請求書等保存方式となります。

簡単に大きな違いを説明すると、

「区分記載請求書等」は、従来の請求書に決められた事項の記載があるもの、「適格請求書等」は、発行事業者としても登録申請を行った上で決められた記載事項の他に登録番号の記載が必要で、要件を満たしていなければ仕入れ税額控除はできません。

適格請求書等発行事業者としての登録申請は平成33年10月から受付が開始されます。